

別表第1の2(第19条、第20条、第22条、第25条関係)

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額
便器	常時介護を要する者	難病患者等が容易に使用し得るもの(手すりを付けることができる。)	8年	4,450円 5,400円 (便器に手すりを付けた場合)
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	5年	19,600円
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8年	154,000円
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年	67,000円
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介護者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5年	15,000円
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。	8年	90,000円
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年	56,400円
ネブライザー	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年	36,000円

外部バッテリー	呼吸器機能に障害のある者	人工呼吸器又は電気式たん吸引器の機能を維持するものであって、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	10年	100,000円
移動用リフト	下肢又は体幹機能に障害のある者	介護者が難病患者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型、その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	159,000円
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	下肢又は体幹機能に障害のある者	難病患者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	1回限り	200,000円
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏みペダルにより温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200円
訓練用ベット	下肢または体幹機能に障害のある者	腕または脚の訓練ができる器具を備えたもの。	8年	159,200円
自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触により、自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	8年	28,700円
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの。	6年	157,500円
暗所視支援眼鏡	視覚に障害のある者で本装置により日常生活における行動範囲及び社会参加の機会が拡大するもの	画像入力装置を見たいものにかざすことで、明るく拡大された画像等をモニターに映し出せるもの	8年	395,000円

別表第2(第26条関係)

- 1 給付対象の点字図書は、月刊や週間等で発行される雑誌を除く点字図書とする。また、点字図書を給付することができる出版施設は、点字図書給付対象出版施設とする(以下「出版施設」という。)
- 2 点字図書の給付は、給付対象者(児)1人につき、点字図書で年間6タイトル又は24巻を限度とする(ただし、辞書等の一括して購入しなければならないものを除くこととする。)
- 3 点字図書の給付を受けようとする給付対象者(児)は、第21条第1項の規定に関わらず、給付を希望する点字図書の点字図書発行証明書(別紙1)(以下「証明書」という。)の発送を電話等で依頼し、市長に当該証明書を添えて、点字図書給付申請書(別紙2)により申請するものとする。
- 4 市長は、申請があった場合において、給付を行うことが適当であると認めたときは、第22条第1項及び同条第4項の規定に関わらず、当該証明書に証明印を押印し、当該証明書を申請者に交付するものとする。
- 5 証明書の交付を受けた給付等決定者は、点字図書の給付を受けようとするときは、第23条第1項の規定に関わらず、当該証明書を出版施設に提出するものとする。

- 1 住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲は、(1)から(7)までに掲げるものとする。
 - (1) 手すりの取付け
 - (2) 段差の解消
 - (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は道路面の材料の変更
 - (4) 引き戸等への扉の取替え
 - (5) 洋式便器等への便器の取替え
 - (6) 浴槽の取替え
 - (7) その他前各号の住宅改修に附帯して必要となる住宅改修
- 2 住宅改修費の給付は、給付対象者(児)が居住する住宅について行われるもの(借家の場合は家主の承諾を必要とする。)であり、この給付を受けることができるのは、当該住宅につき原則1回とする。
- 3 住宅改修工事が完了したときは、その確認を行うとともに、その後も適正な使用及び管理がなされるよう指導しなければならないものとする。